



鈴鹿地区交通安全だより

～2022, No. 5～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和4年3月23日
鈴鹿地区交通安全協会
電話・FAX 059-388-1241
suzukaanky@jeans.ocn.ne.jp

1 交通死亡事故の発生と緊急広報啓発活動の実施について

～ 国道23号線で歩行者と貨物車が衝突する死亡事故が発生。本年の死者数が3名に！～

3月19日(土)午後5時55分頃、北玉垣町地内国道23号線において、横断しようとした(東進)歩行者と北進の貨物車が衝突し、歩行者の73歳男性が死亡しました。

現場は、北玉垣町交差点北のバイパス高架工事現場付近ということです。

事故原因等は、現在、警察で捜査中ですが、警察と合同で玉垣北・玉垣南支部員らで

3月22日(火)午後4時から北玉垣町「マックスバリュ鈴鹿店」様

において、道路横断時の注意等を促す緊急の広報啓発活動を行いました。

＜写真は、マックスバリュ鈴鹿店前における緊急の広報啓発活動の状況＞



～マスク・手袋着用の上、広報・注意喚起を行いました～

2 交通安全関係の行事・話題

(1) 春の全国交通安全運動(4月6日(水)～15日(金))の実施～みんなで守ろう交通ルール“笑顔でつくる交通安全”

重点項目・スローガン等～詳細は、チラシ等で確認願います。県安協ホームページから閲覧できます。

・子供を始めとする歩行者の安全確保

歩行者も交通ルールを守ろう！ 「ゾーン30プラス」で安全安心な通行空間を！

・歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先！ 飲酒運転をしない！させない！ 安全運転サポート車を選ぶ！

・自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保

自転車は車の仲間です！交通ルールを守りましょう！

※ 4月10日(日)は、「**交通事故死ゼロを目指す日**」です。

交通ルール、みんなで守って事故のない社会へ！



(2) 安全運転管理者選任事業所でのアルコールチェックが義務化

～安全運転管理者の業務に「運転者の酒気帯び有無の確認」と「記録の保存」が追記されます～

ア 4月1日から



・ 運転前、運転後のドライバーに対し、目視等で、酒気帯びの有無を確認しなければなりません

・ 酒気帯びの有無の確認の記録を1年間保存しなければなりません

イ 10月1日から

・ アルコール検知器を用いたアルコールチェックが義務化されます

※ 詳しくは、警察、安全運転管理協議会等発行の資料を参照してください。



交通事故情勢・交通安全対策関係資料をお求めの方は、

(一財)三重県交通安全協会：<http://www.mie-ankyoku.com>

三重県警察：<http://www.police.pref.mie.jp>

を閲覧してみてください。リンクも含め多くの情報が収集できます。

